

# 記載上の留意点

## 1. 異動項目の説明

- 設 立： 多久市内に新たに法人を作ること。(法務局にて設立登記をする。)
- 設 置： 多久市外で以前から活動していた法人が多久市内に新たに事業所を置くこと。
- 転 入： 多久市外で以前から活動していた法人(多久市内には事業所のなかった法人)が本店を多久市内に移転し事業を開始すること。
- 休 業： 多久市内で活動している法人が事業を停止すること。(登記は残しておく。)
- 閉 鎖： 多久市外に本店のある法人が多久市内の事業所を閉めること。
- 転 出： 多久市内に本店のあった法人が多久市外に本店を移転すること。(多久市内には事業所が残らない。)
- 解 散： 法人が解散し消滅すること。(法務局にて解散登記をする。)
- 清 算 結 了： 解散し清算中だった法人の清算が終了すること。(法務局にて清算登記をする。)
- 合 併： 法人が他の法人と合併すること。(被合併法人＝他の法人に合併され解散した法人)

## 2. 記入事項

| 異動項目        | 記入欄    | 必要な添付資料   | 注意事項  |
|-------------|--------|---|---|
| 設立・設置<br>転入 | A・B・F欄 | ○登記簿謄本(全部事項証明書) (写し可)<br>○定款(写し可)                         |   |
| 変 更         | A・C欄   | ○変更事項が登記や定款の変更に係るときは、それぞれの関係書類。{登記簿謄本(全部事項証明書)・定款等} (写し可) |   |
| 休業・閉鎖<br>転出 | A・D欄   | ○転出のときは、転出先が記載されている登記簿謄本。(全部事項証明書) (写し可)                  | ◇本店が市外へ転出後、その事業所を支店・出張所として存続させる場合は、B欄の支店・事務所等の設置事項枠に記入してください。 |
| 解散・清算終了     | A・E欄   | ○解散・清算終了の記載されている登記簿謄本。(全部事項証明書) (写し可)                     | ◇合併法人が新たに市内事業所を設置するときは、さらにB欄への記入と謄本(証明書)・定款の添付(写し可)が必要です。     |
| 合 併         |        | ○合併の記載されている解散登記簿謄本。(全部事項証明書) (写し可)<br>○合併契約書 (写し可)        |   |

「法人番号」欄には、国税庁より通知された13桁の法人番号を記入してください。

「法人税申告期限の延長」欄は、法人税の申告期限の延長の特例の申請をしている場合は延長月数を記入して下さい。延長申請をしていない場合は無に○をつけて下さい。(記入がない場合、法定申告期限までに申告がなされないと、未申告の案内をお送りする場合があります)

「分割区分」欄は、多久市のみに事業所がある場合は非分割、多久市以外の他市町村にも事業所がある場合は分割となります。

「連結法人」欄には、該当する場合のみ記入してください。

一般社団(財団)法人で「非営利型法人」の場合には、収益事業の有無についても記入してください。

※印の欄は記入する必要はありません。

## 3. 提出・問合せ先

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

多久市役所 税務課 市民税係

電話 (0952)75-2126